

広島県告示第五百四十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年四月二十三日

広島県知事 横田 美香

所在地	広島県呉市吉浦上城町及び同市大山町地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
	吉浦上城町八（一二八五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規
	吉浦上城町八（一二八五）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法規（第九條第二項及び第十條第一項）の施行期日（平成二十八年四月二十日）
土砂災害警戒区域	土石流	次の図のとおり	
土砂災害特別警戒区域	梅木川支川（九六a）	次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。